

●香川県監査委員公表第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成21年11月6日

香川県監査委員 宮本 欣貞
同 都村 尚志
同 鍋嶋 明人
同 伸山 省三

- 1 監査対象部局 商工労働部
2 監査対象年度 平成20年度
3 措置の状況

項目	監査結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	(1) 収入について ア 行政財産使用許可に係る管理諸経費について、電話料の算定を誤っているので、不足分を徴収する必要がある。（計量検定所） イ 行政財産使用許可に係る管理諸経費について、電気代の算定が正確でないので、使用実績にあわせて管理諸経費を徴収する必要がある。（高松高等技術学校） (2) 契約について ア 事業主委託訓練事業について、委託契約書の一部に遅延損害金等の項目が記載されていないものがあり、また、履行を確認した書類が一部、添付されていないものがあった。（丸亀高等技術学校） イ 隨意契約内容の公表について、県の事務処理要領に基づくホームページによる公表が行われていないものがあった。（観光交流局） (3) 物品について ア 印刷機及び電子複写機の借入れについて、借入品出納保管簿に登記されていなかった。（高松高等技術学校） イ 指定管理者に貸し付けている物品について、貸付契約の貸付物品	平成21年3月19日に納付済みである。 下半期の電気代から使用実績にあわせて算定し、徴収した。 直ちに遅延損害金等の項目を追加した委託契約書により、受託機関と再契約を行った。 直ちに受託機関からの報告に基づき履行確認した書類を執行伺兼支出命令書に添付した。 随意契約内容の公表が行われていないものについて、平成21年6月末に追加報告分として、ホームページで公表した。 直ちに借入品出納保管簿に登記した。 平成21年7月21日付けで、指定管理者と貸付物品一覧表から漏れている物品を

	<p>一覧表から漏れているものがあつた。 (観光交流局)</p> <p>(4) 財産について 都市公園台帳について、工作物等の設置、改修等が記載されていないものがあった。 (観光交流局)</p> <p>(5) 自主検査について 発酵食品研究所の収入、物品に係る自主検査について、所の長（産業技術センター）による検査が行われていなかつた。 (産業技術センター)</p>	<p>追加する契約を締結した。</p> <p>記載漏れがあった都市公園施設について、都市公園台帳に記載した。</p> <p>平成21年3月から、産業技術センター所長自ら自主検査を実施している。</p>
検討指示事項	瀬戸大橋記念公園等の管理運営に関する地元市負担金について、出納整理期間中に一括納付されているので、分割納付など納付方法を検討する必要がある。 (観光交流局)	平成22年度から上半期分、下半期分で分割納付させることとした。